

欧州委員会、「域内市場における知的財産権侵害の計測」と題する報告書を公表

2012年10月10日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会域内市場・サービス総局は、9月27日、「域内市場における知的財産権侵害の計測 (Measuring IPR infringements in the internal market)」と題する報告書を公表した。

これまで、知的財産権侵害の影響は様々な方法で見積もられているものの、統一的な評価手法は確立されておらず、その正確性について十分な合意は形成されておらず、政府のエンフォースメントに対する取組の効果について議論することが難しい状況であった。このような背景に基づき、本報告書は、欧州経済における知的財産権侵害の範囲、規模、影響を定量的に見積もるための新たな方法を探るため、欧州委員会が、非営利の独立した政策研究機関である RAND に委託して作成したものであり、知的財産権の分野において、問題を継続的に評価して証拠に基づいた政策を展開するための最初の段階として活用されることが期待されている。

同報告書によれば、まず、本研究に関連する 250 件の論文を特定し、そのうちの 80 件について詳細な分析を行った。その結果として、方法論アプローチに関する次の知見が得られている。

- ・不法市場の規模を測定するために、代替指標が必要である。
- ・データの情報源は、主に消費者調査や差止めに基づいている。
- ・模倣品の論文における方法論は、ほとんど収斂していない。
- ・著作権侵害に関する論文においては、より多くの収斂が見られる。
- ・真正品を知的財産権侵害品に代替する消費者の割合に関する多くの調査が必要である。
- ・他の市場や国へ推定する方法は、明確性を欠いている。
- ・模倣者によって標的にされる製品の範囲に関して、信頼性と厳密性の優先度が高い可能性はある。
- ・多くの論文が、市場に基づいたアプローチを支持していることが判明した。
- ・影響の最初の定量的分析においては、複雑な方法論は必要とされない可能性がある。

このような分析に基づいた上で、経済論理に則り、知的財産権侵害の影響測定に関して次の方法を提案している。今後、本測定方法について検証を進め、評価手法の確立へ向けた研究が促進されることが期待される。

(1) 第一段階：解明されない誤差の特定

- a. 所定の期間内において企業が販売を期待する特定の製品の予測数量に基づいて、その予測数量と実際の販売数量との差異を算出する。
 - b. 誤差に関する全ての観測可能な理由を特定する。
 - c. 残された差異が、解明されない予測誤差である。
- (2) 第二段階：知的財産権侵害に起因する解明されない誤差の比率の見積もり
- a. 知的財産権侵害製品の消費と供給に関する論文において既に特定されている観測可能な要素に関する指標を収集する。それらは、法的、経済的、または、技術的要素を含む。
 - b. 解明されない誤差とそれらの第二段階の問題要素との相関関係を比較する。
 - c. 知的財産権侵害の供給と需要の要素によって予測可能な解明されない予測誤差の数量の見積りを算出する。

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Measuring IPR infringements in the internal market \(PDF\)](#)

(以上)